●学校において予防すべき感染症

医師にインフルエンザ等の学校感染症と診断された場合は、

- ○学校に連絡してください。(治癒または感染の恐れがなくなるまで出席停止となります。)
- 〇学校感染症は医師が治癒したと判断すれば登校できますが、その際「登校証明書」が必要となります。「登校証明書」に主治医の証明を受け、担任に提出してください。
- ※「登校許証明書」は、学校にあります。また、本校ホームページにも掲載しておりますので、ダウンロードして使用できます。

(学校感染症の種類)(学校保健安全法施行規則第18条)

第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARS(サーズ)コロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルA属インフルエンザAウイルスであってはその血清亜型がH5N1であるものに限る)*上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第二種 感染症	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症*この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ(伝染性軟疣腫)、伝染性膿痂疹(とびひ)

*出席停止の期間の基準

- ○第一種感染症にかかった者については、治癒するまで。
- 〇第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)にかかった者については、下の期間とする。 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。

インフルエンザ ※鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児に あっては、3日)を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質 製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで

結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。